

区を被控訴人とする控訴の提起について

【報告案件1】

1 事件名

各都市計画決定違法確認請求控訴事件（東京高等裁判所 平成24年（行コ）第194号）

2 当事者

控訴人 中野区民5人、杉並区民1人

被控訴人 中野区

3 訴訟の経過

平成21年(2009年)5月21日 東京地方裁判所に訴えの提起

8月26日 東京地方裁判所に訴えの提起

平成24年(2012年)4月27日 東京地方裁判所で訴えの却下判決の言渡し

5月9日 東京高等裁判所に控訴の提起

4 事案の概要

本件は、原告（控訴人）らが、中野区が平成23年8月19日付で告示をした東京都市計画公園第3・3・109号中野中央公園（以下「中野中央公園」という。）についての都市計画の変更の決定（以下「本件都市計画変更決定」という。）により、原告（控訴人）ら個々人が有する中野中央公園を中核とする広域避難場所「中野区役所一帯」に避難する利益に現に不安が生じているとともに、本件都市計画変更決定は都市計画法第13条第1項第11号及び第18条の2第4項に違反する違法なものであるなどと主張して、行政事件訴訟法第4条に規定する「公法上の法律関係に関する確認の訴え」として本件都市計画変更決定が違法であることの確認を求めたものである。

原告（控訴人）らは、第1審判決では訴えを却下されたため、これを不服として、東京高等裁判所に控訴を提起した。

5 控訴の趣旨

(1) 原判決を取り消す。

(2) 被控訴人が平成23年8月19日付で告示（中野区告示第106号）をした東京都市計画公園第3・3・109号中野中央公園についての都市計画の変更の決定が違法であることを確認する。

(3) 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。
との裁判を求める。

6 控訴の理由

追って、控訴理由書を提出する。

【報告案件 2】

1 事件名

地区計画条例取消控訴事件（東京高等裁判所 平成 24 年（行コ）第 205 号）

2 当事者

控訴人 杉並区民 1 名

被控訴人 中野区

3 訴訟の経過

平成22年(2010年) 4月21日 東京地方裁判所に訴えの提起

平成24年(2012年) 4月27日 東京地方裁判所で訴えの却下判決の言渡し

5月 9日 東京高等裁判所に控訴の提起

4 事案の概要

本件は、原告（控訴人）が、区が制定した建築基準法第 68 条の 2 第 1 項の規定に基づく条例である中野区中野四丁目地区における建築物の制限に関する条例（平成 21 年中野区条例第 32 号。以下「本件条例」という。）の制定行為が、行政事件訴訟法第 3 条第 2 項に規定する処分の取消しの訴えの対象に当たることを前提として、その取消しを求めたものである。

原告（控訴人）は、第 1 審判決では訴えを却下されたため、これを不服として、東京高等裁判所に控訴を提起した。

5 控訴の趣旨

(1) 原判決を取り消す。

(2) 被控訴人が制定した中野区中野四丁目地区における建築物の制限に関する条例（平成 21 年中野区条例第 32 号。平成 23 年中野区条例第 53 号による改正後の現行のもの。）を取り消す。

(3) 訴訟費用は、第 1、2 審とも被控訴人の負担とする。
との裁判を求める。

6 控訴の理由

追って、控訴理由書を提出する。